

令和5年9月25日

千葉市教育委員会 様
千葉市立 [] 小学校
校長 [] 様

重大事態調査報告書

千葉市立 [] 小学校
校内調査委員会

1 校内調査委員会の構成員

校長 []
教頭 [] (令和3年度) [] (令和4年度)
教諭 [] (教務主任)
[] (令和3年度生徒指導主任)
[] (養護教諭)
[] (令和3年度5年 [] 組担任・令和4年度生徒指導主任)
[] (令和4年度6年 [] 組担任)
[] (令和3年度SC) [] (令和4年度SC)
[] (SSW)

2 対象児童 被害児童A (令和3年次 5年生 女児)
加害児童B (令和3年次 5年生 女児)
加害児童C (令和3年次 5年生 女児)
加害児童D (令和3年次 5年生 女児)
加害児童E (令和3年次 5年生 女児)
加害児童F (令和3年次 5年生 男児)
加害児童G (令和3年次 5年生 男児)
加害児童H (令和3年次 5年生 男児)
加害児童I (令和3年次 5年生 男児)
関係児童J (令和3年次 5年生 男児)
加害児童K (令和3年次 5年生 男児)
加害児童M (令和3年次 5年生 男児)
加害児童N (令和3年次 5年生 男児)
加害児童O (令和3年次 5年生 男児)

3 校内調査委員会の活動経緯

(1) 申立の概要

平成29年4月、児童Aが入学した1週間後ぐらいから、朝の登校時に児童Aと同

じ学級の児童が昇降口で待ち伏せをして、からかいながら学級に入るといった状況が続き、それを確認した児童A保護者から担任に連絡が入った。その時点では担任からからかいに対する指導はしていなかったため、やめさせる指導をしてもらいたいと児童A保護者から担任に伝えられた。加えて、児童A保護者から、児童Aには[]の特性がみられる旨の相談が担任にあった。この相談に対して、児童A保護者は、担任から「児童Aに対して特別な対応は必要ない」との説明があったと記録しているが、担任はどのように回答したか、相談を受けてどのような配慮や対応をすることになったかについて、記憶や記録は残っていない。

年末、担任から児童A母への電話で「児童Aは自分勝手に自分のことしか考えていない」と受け取られる話をしたことや、1年生の6月の時点で児童A保護者が[]を疑い相談していたにも関わらず、児童Aに対する見方や指導に児童A保護者が望むような配慮がされていなかったことに対して児童A保護者の担任に対する不信感が募った。

3年生の時に児童Aが[]と診断されたことで、児童A保護者はその旨を進級時の家庭環境調査票に記載し、毎年の担任に理解と支援を求めている。しかし4年生の時には、忘れ物をした児童Aに対して担任が強く問い詰めたことにより児童Aが登校を拒否する場面があるなど、児童Aの特性に配慮した指導が十分に行えていなかった。

5年生に進級した令和3年6月8日、児童Aの保護者から担任に連絡があり児童Aに対する同学級男子児童からの暴言や暴力について不安に思っているとの相談を受けた。担任が児童Oへの聞き取りをするとともに、相手を傷つける言葉や暴力は絶対に許されることではないという指導を加害児童及び学級全体へ行った。

令和3年10月、児童A父から教頭に電話があり、児童Aが同学級女子（児童Aを含め5人）との関係に悩んでいるという相談を受けた。児童Aは10月19日から10月26日の間、欠席し、10月27日から登校した。児童A保護者からの訴えを受け、教頭は担任に女子の様子を注意して見守るよう助言した。担任は児童Aと児童Bやそのほかの女子の様子を見守るとともに、児童Aに対する周りの女子の行動に問題があると感じた時は、都度指導を行った。

令和3年10月下旬、児童Aの欠席が数日続いた週末に担任が家庭訪問した際、児童A父から、児童Aが同学級女児Bからきつい言葉を言われたり、仲間外れにされたりしていると訴えがあった。その後、11月初旬から児童Aの欠席が続き、12月1日からの移動教室も参加できなかった。

令和3年12月8日から母の勧めで、児童Aの登校が再開された。児童Aからは、児童Bから仲間外れにされたとの訴えがあった。担任は教頭と相談の上、それぞれの児童の様子を見守るようにしたが、児童Bへの聞き取りや指導、児童B保護者への連絡、児童Aの支援といった対応はしなかった。また、児童A保護者へ学校の対応やそ

の後の状況についても伝えなかった。

学校から何も連絡がないことを受けて、令和4年1月13日、児童A父から学校に電話が入る。その電話の中で、教頭から、現時点で学校が児童Aや児童B、児童Cに対して聞き取りを行っていないことを児童A父に伝えた。その後児童A母が来校し、児童間での問題へ対応するよう教頭に要望した。児童A及び児童B、児童A、児童Bと仲が良い同学級児童Cに対して担任と教頭で聞き取りを行い、児童Bに対して指導を行った。児童Bは児童Aに謝ったが、その後の児童Bの行動は改善されなかった。その後、児童Bや児童Cが児童Aと関わる様子を見守っていたが、児童Bへの継続的な指導や児童B保護者への助言、児童A保護者への状況報告、いじめ問題対策会議を経た学校組織での対応等が不十分だった。そのことにより、児童の関係が悪化するとともに、児童A保護者の学校への不信感が募ったと後に保護者は述べている。

再び、2月15日から児童Aの欠席が続くようになる。2月末、いじめが依然として解決されていなかったことについて児童A保護者が来校し教頭が相談を受けた。相談を受け、改めて、担任と教頭が児童Bや児童Cに聞き取りを行い、いじめの状況を把握した。

6月に校長は、児童Aが児童F、児童Oに暴言や暴力を受けたこと、10月に児童Bから児童Aがきつい言葉をかけられたことなどを把握しており、その指導は担任や教頭に任せていた。11月から1月までの間、校長は担任や教頭に対し児童の様子や指導状況など十分な確認や問題解決に向けた指示を怠っていた。

令和4年2月28日、教育委員会からの指導を受け、学校長が一連の状況について重大ないじめ事案であると判断し解決に向けての対応を教頭に指示した。3月2日に、校長、教頭、担任が児童B父と面談し、児童Bが児童Aに対して行っている行動を伝えるとともに、児童B父に対し児童Bが児童Aとより良い関係を築けるよう助言した。

令和4年3月7日児童A保護者と管理職が面談し、「いじめ再発防止及び不登校の対策について」を提示し、それに基づいて今後の方向性を示したが、保護者から「学校の認識にずれがある。学校はいじめの実態を正しく把握していないのではないか」と訴えがあった。そこで、事実確認の整理を行う必要性から学級児童全員にアンケートと聞き取り調査を実施した。

令和4年3月17日、児童Aの欠席はいじめを原因とするもので、且つ30日を超えたため、学校は「いじめの重大事態の申立書」を教育委員会に提出した。

(2) 調査委員会の調査の射程

- ・児童Aを中心に、児童Aの所属学級の児童（計18名）
- ・令和2年から令和4年に千葉市立[]小学校に在籍または勤務していた教職員

(3) 調査委員会における調査・審議の概要及び過程

【概要】

令和4年

- 3月 4日 校内いじめ対策委員会開催
- 3月 7日 児童A保護者と管理職が面談
- 3月 8日～14日 アンケートをもとに聞き取りを実施
- 3月16日 児童A保護者、管理職が面談
- 3月17日 校内いじめ対策委員会開催
教育委員会へ「重大事態申立書」を提出
- 3月18日 児童Bと管理職、担任が面談
- 3月19日 第1回校内調査委員会開催
- 3月22日 児童B母に結果を報告。
- 3月25日 第2回校内調査委員会開催
- 3月27日 児童A保護者が児童Cより聞き取った内容が児童A保護者より学校に
伝えられた。
- 3月28日 児童A保護者、児童B保護者が管理職、担任の立会いの下、話合い
- 4月 1日 第1回職員会議
- 4月 5日 児童A保護者、児童B保護者が教育委員会教育支援課、管理職、5年次
担任の立会いの下、話合い
- 4月 7日 令和4年度第1回校内調査委員会開催
- 4月11日～4月18日 事実確認と聞き取り調査
- 4月15日 保護者より千葉市立■■■小学校への試行通学的意思を確認する
- 4月19日 教育支援課立会いのもと、児童A保護者、管理職、昨年度担任で話合い
- 4月22日 第2回校内調査委員会開催
- 4月■■日 児童A■■■小学校への施行通学開始（■■月■■日までの期間）
- 4月25日～5月6日 アンケートをもとにした聞き取り調査を実施
- 4月28日 児童A保護者に今後の具体的なスケジュールを報告
- 5月 6日 児童A保護者に事案について報告
- 4月26日 第3回校内調査委員会開催
- 5月11日 児童A保護者と管理職、旧担任との面談
- 5月■■日 児童A保護者より転校の意思について伝えられる
児童A千葉市立■■■小学校へ転出
- 5月21日 児童A保護者と児童H保護者、児童H、管理職で話合い
- 5月27日 いじめの事実整理表と昨年度の学校の対応について児童A保護者へ報
告

5月30日～6月2日

児童G、Fに聞き取り調査および児童A、G保護者に報告

6月 3日 児童Fに報告、助言

6月20日 児童A保護者と臨時保護者会の内容等について連絡・調整

6月29日 第6学年1組臨時保護者会を開催

7月 1日 児童I保護者に事案の報告、助言

【過程】

令和4年3月4日

校内いじめ対策委員会を開き、これまで起こってきた事案や児童Aの状況等について全教職員共通理解を図った。

令和4年3月7日

児童A保護者と管理職との面談の際、「いじめ再発防止及び不登校の対策について」を提示し、それに基づいて今後の方向性を示したが、児童A保護者から「学校の認識にずれがある。学校はいじめの実態を正しく把握していないのではないか」と訴えがあり、学級児童全員にアンケートと聞き取り調査を実施することとした。

令和4年3月8日～14日

5年1組児童全員にアンケートを実施し、3月8日～3月14日にかけて、本事案に関係する記述がアンケートにあった児童及び他の児童に聞き取り調査を行った。児童Cのゲーム機から児童Aの友達登録を消した件についても、児童G、児童B、児童H、児童Cから聞き取った。言質に矛盾点が確認された場合は再度の聞き取り調査を行った。また、仲間外れをした理由の一つに加害児童が新型コロナウイルス感染症予防であることを挙げていたため、4年次では学級において、感染症対策のルールについて、どのような指導をしてきたのか昨年度の担任から聞き取りを行った。

令和4年3月16日

児童A保護者、校長および教頭が面談を行い、3月8日から3月14日までの聞き取りの内容について共有し、事実の確認をした。また、児童Bの問題行動に対する指導と対応を確認した。

令和4年3月17日

校内いじめ対策委員会を開催し、教職員全員でこれまでの経緯及びアンケート調査の結果を確認するとともに、学校は市教育委員会に「いじめ重大事態」として申立

てをした。

令和4年3月18日

児童B保護者と管理職、担任が面談を行った。

令和4年3月19日

第1回校内調査委員会を開催し、聞き取り状況をもとにした今後の調査方法を確認した。

児童Aに聞き取りを行い、事実確認をした。

令和4年3月22日

児童B母に聞き取り結果を報告した。

令和4年3月25日

第2回校内調査委員会を開催し、聞き取り調査についてとりまとめを行った。また、これまでの事実整理表に加筆や訂正をした。

児童A保護者と児童B保護者との話合いに向けて、児童A保護者に聞き取り結果の報告をした。

令和4年3月27日

児童A保護者が児童Cより聞き取った内容が、児童A保護者より学校に伝えられた。

令和4年3月28日

児童A保護者と児童B保護者の話し合いを学校で行った。児童A保護者がいじめられたことに対する児童Aのつらい思いを訴え、それに対し、児童B父は事の重大さを受け止め、児童Bとよく話し合い、後日、報告することを約束した。

令和4年4月1日

第1回職員会議を開き、学校経営の重点課題をいじめ再発防止とすることについて全職員で共通理解した。

児童A保護者が来校し、転校の意思を確認した。

令和4年4月5日

児童A保護者、児童B父が教育委員会教育支援課、管理職、5年次担任の立ち合いのもと話合いを行った。話合いでは、児童B父が児童Bと話し合った様子を伝え、い

じめの事実を認めて謝罪した。その後、児童A、児童Bが合流し、明日の始業に向けて、お互いの気持ちを伝え合った。児童Bから、「もう、無視や仲間外れはせず、楽しく話す」等を伝えた。

児童A保護者より、児童Bによる「[REDACTED]」の発言の有無やその時の状況について、学校が十分に把握していないとの指摘があり、関係児童への再調査を実施することとした。

令和4年4月7日

令和4年度第1回校内調査委員会を開催し、児童への調査方法やいじめ再発防止策について検討した。

令和4年4月11日～4月18日

児童Bとともに下校していた児童I、児童Hそれぞれに、児童Bによる「[REDACTED]」という発言について聞き取りと指導を行う。児童Aの学校での様子や児童Bとの関わりの様子等について児童A父に報告した。

児童Bによる「[REDACTED]」の発言について、児童Bに対する聞き取りに不十分なところがあったため、教頭、生徒指導主任が児童Bから、再度聞き取りを行った。児童Bの学校での様子、児童Bへの指導内容、聞き取りの内容について、児童B父に報告・助言した。児童Aの学校での様子や児童Bへの指導内容等について児童A父に報告、説明した。

児童Cに昨年度の下校時における児童Bや児童H、児童Iとのやり取りについて教頭、生徒指導主任が聞き取りと指導を行った。児童I、児童Hそれぞれに、児童Bの発言以外に、下校時に交わされた悪口の詳細について教頭、生徒指導主任が再度聞き取りと指導を行った。

児童G、児童K、児童Fに昨年度の児童Aとのやり取りについて教頭、生徒指導主任が聞き取りを行った。

児童Cに、今年度の昇降口と教室との行き来における児童Aとのやり取りについて教頭、担任が聞き取りと指導を行った。

児童E、児童Dに昨年度の児童Aとのやり取りについて教頭、生徒指導主任で聞き取り、指導を行った。校長、教頭が児童Bに再度、昨年度の児童Aに対する発言や児童Bの行動について聞き取り、指導を行った。児童Cに教室と昇降口までの間における児童Aとのやり取りについて、教頭、担任とで聞き取りと指導を行った。

令和4年4月15日

児童A保護者より千葉市立[REDACTED]小学校への試行通学的意思を確認する。

令和4年4月19日

市教育委員会教育支援課立ち合いのもと、児童A保護者と管理職、旧担任が話し合いを行う。話し合いの中で、聞き取り調査をもとに取りまとめた事実整理表を保護者に確認してもらうとともに、6年生に入ってからの様子や本人が不安に思っていることに対する聞き取りや指導の状況について報告した。

令和4年4月22日

児童A保護者より、昨年度の担任や保護者の対応、今年度起きた事案についての学校としての見解、今後どのようにいじめを解決していこうとしているか明確にするよう求める要望書が学校及び教育支援課に提出された。

児童K、児童G、児童MからSNS上での児童Aについての発言について、担任と教頭で聞き取りを行った。児童Fから児童Aに関するSNS上の発言について聞き取り、指導を行った。児童F保護者にも聞き取りや指導の内容を担任、教頭より報告、助言する。また児童A母にも聞き取りの状況を報告した。

放課後、第2回校内いじめ問題対策委員会開催し、いじめ再発防止策の見直しと今後の聞き取り調査のスケジュールについて全職員で確認をした。

令和4年4月25日～5月6日

25日、6年1組児童全員に対して、いじめアンケートを実施。

26日～5月6日にかけて、校長、教頭、生徒指導主任、担任でいじめアンケートの結果をもとにして学級児童全員から聞き取りを行った。新たに出てきた事実については、児童A保護者に伝えるとともに、加害児童の保護者にも報告、助言した。聞き取りが足りない点があった場合には、再度聞き取りを行った。また、児童から聞き取ったことと合わせて、過去のいじめアンケートの内容も振り返りながら、1年生から現在に至るまでのいじめの実態把握、学級の状況についての把握、学級の児童同士の関係について把握を行い、いじめの原因の調査をするともに、学級の課題を明らかにし今後の指導の方針について検討した。

■月■日より、児童Aが■小学校への2週間の試行通学を開始した。

令和4年4月26日

第3回校内調査委員会を開催し、現時点で把握しているいじめ事案についての共通理解、いじめを防ぐための今後の計画についての周知、いじめ事案に対する組織対応についての役割分担についての確認を行った。また、いじめ再発防止に向けての意見交換を行った。

令和4年4月28日

全校でのいじめ再発防止策（いじめの根絶、いじめを生まない環境づくり）の今後の具体的なスケジュールについて、児童A保護者に報告した。

令和4年5月6日

5年次に児童Hが児童Aの傘をハサミで切った件について、児童H保護者に報告、助言をする。また、児童A保護者に聞き取りの状況、指導、対応について報告した。

令和4年5月11日

児童A保護者と教頭、旧担任が面談を行い、児童Hが児童Aの傘を切った件、5年次の担任の対応について、ゲーム機から児童Aのアカウントが消された件についての詳細を報告した。

令和4年 月 日

児童Aは千葉市立 小学校へ転出した。

令和4年5月21日

児童A保護者と児童H保護者、児童H、管理職で話し合いを行う。児童Aの傘を切った件について児童H保護者と児童Hが、児童A保護者へ謝意を伝えた。

令和4年5月27日

いじめアンケートやその後の聞き取りを通した事実整理表と昨年度の学校の対応について児童A保護者へ報告した。

児童A母より、同じ塾に通う児童Gから学校で児童Aの悪口を言っている人がいる件を聞き、児童G保護者に出来事を伝えるとともに、本人からの聞き取り状況を確認した。

令和4年5月30日～6月2日

児童Gから聞き取り調査を行う。「 」という問いに複数児童が手を挙げたという証言が挙がり、関係児童に聞き取り調査と指導を行う。児童Fが「嫌いな人」の発言をしたとの証言があったが、児童Fは認めていない。聞き取りや指導の状況について児童G保護者、児童A保護者に報告した。

令和4年6月3日

児童F保護者に聞き取りや指導の状況について報告、助言した。

いじめ⑦	令和3年6月	児童Aが自由帳に絵を描いていると児童Nが横を通りながら見てくる。児童Aが「 XXXXXXXXXX 」といったことから言い争いが始まり、児童Nが「 XXXXXX 」と言って強く蹴る。
いじめ⑧	令和3年6月	児童Nの持っていた給食袋が児童Aの顔に当たり、児童Aの眼鏡が床に落ちてゆがんだ。
いじめ⑨	令和3年6月	体育のサッカーの試合の時に、児童Nは児童Aのいるチームに負けたくなくてあおった。試合後、児童Aに「 XXXXXXXXXX 」と言われたことに腹を立て、けんかとなり児童Aを蹴った。
いじめ⑩	令和3年6月	児童Aが児童Gの話をしていると、児童Gが「何か言った?」と絡んでくる。言い争いから追いかっこ、そして、たたき合いになる。
いじめ⑪	令和3年6月	体育館に行ったときに児童Aは児童Gと追いかっこになり、その中で児童Gが児童Aをたたいた。
いじめ⑫	令和3年7月～10月頃	児童Hは児童Aとの言い争いに腹を立て、児童Aの机や廊下の体操服を蹴った。その際、児童Aの廊下のフックを破損した。
いじめ⑬	令和3年10月上旬頃	児童Aが遊びに「入れて」と言っても児童Bに無視される。
いじめ⑭	令和3年10月上旬	児童Aが児童Bに挨拶しても無視される。
いじめ⑮	令和3年前期	児童Kや児童Fが児童Aに対して「 XXXXXX 」などと悪口を言う。
いじめ⑯	令和3年10月頃	下校時に児童Bが児童C、児童H、児童Iに対して「 XXXXXXXXXX 」と受け取られるような発言

		をする。
いじめ⑰	令和3年10月頃	児童Hが児童B、児童I、児童Cとの下校途中、児童Aについて「 」「 」児童Iが「 」などの陰口を言った。
いじめ⑱	令和3年10月～11月	「待つて」と追いかける児童Aに対し、児童Bが児童Cを連れて逃げ、児童Aが取り残される。
いじめ⑲	令和3年10月～11月	児童Cは児童Bから「児童Aが来たから反対に行こう」と言われる。ほかの児童も同じように言われることがあった。
いじめ⑳	令和3年11月～12月頃	児童Aが欠席している間、児童Aの置き傘を児童Hがハサミで切る。
いじめ㉑	令和3年11月～12月頃	下校時に児童Bが学級の児童C・児童H・児童Iに対して「 」と問いかける。児童Cが「 」と答える。
いじめ㉒	令和3年12月頃	休み時間に児童Bと児童Cが絵を描いているところに児童Aは入れてもらえなかった。
いじめ㉓	令和4年2月1日	児童Bが縄跳びを持っていることを児童Aに知られないようにするために、服の中に隠し、児童Dと児童Eにも指示した。
いじめ㉔	令和4年2月	オンラインゲームで、児童Bが児童Aをグループに入れなかった。
いじめ㉕	令和4年2月	児童Cのオンラインゲーム機に登録されている児童Aのフレンドデータを、児童Bが児童Gに命令して消させた。また、児童Hも同様に命令したとの証言が他の児童から挙がっているが、児童Hは認めていない。

いじめ⑳	令和4年2月	児童Cが児童Bと遊んだ後、児童Cのゲームのアカウント名が「 」と変えられていた。その日に休んでいた児童Aのゲームに「 」と表示された。
いじめ㉑	令和4年2月頃	児童Aと児童Cが遊ぶ日を児童Bが勝手に決める。
いじめ㉒	令和3年度時期不明	下校時に児童Aがほかの女児と一緒に帰ろうとした際、児童Bが「私たちは方角が違うから」とほかの女児と手をつないで別方向へ行ってしまう、児童Aが一人取り残された。
いじめ㉓	令和3年度時期不明	掃除のときに、児童Aに中指を立てられたことに腹を立てた児童Hが児童Aと口げんかになる。
いじめ㉔	令和4年4月13日・14日	児童Aからの「一緒に教室(昇降口)へ行こう」という誘いを受けた児童Cが児童Bを理由に断る。
いじめ㉕	令和4年4月21日	複数の児童で作成されたグループラインの中で、児童Fが「 」というメッセージを送ったことを、児童GがAに伝える。
いじめ㉖	令和4年5月27日	複数の児童が児童Aの悪口を言っていたと児童Gが児童Aに塾で伝える。

(2) 評価

学級児童への聞き取り調査、職員の聞き取りから、児童Aは同学級内の複数の児童からの暴言や暴力、からかい、陰口、無視、仲間外れ、物の破損など多くの被害を受けてきたことが明らかになった。それにより、児童Aの心は深く傷つき、長期間にわたって欠席せざるを得ない状況になったものと考えられる。

大きな要因としては、学級全体の児童同士に普段から、からかいや嫌がらせ、暴言等が許容される雰囲気があったこと、その環境が是正されることなく、児童Aに対してのいじめ行為が繰り返されていったとみられる。5年生までに至る過程を見ても、児童A保護者から入学当初より児童Aには の傾向があること、 であると診断されてき

たことなど、繰り返し配慮の要望があったにも関わらず、特性に配慮した対応が十分に取られてこなかったことで、児童Aを軽視するような雰囲気が学級に形成されていったものと考えられる。

また、児童Bを含め学級の児童全体の心の変容を促し、行動を変えるような担任の指導ができなかったこと、担任が学級の状況について把握していない事案がたくさんあったことや、規律ある学校生活となるような日常的な学級秩序の構築ができていなかったこと、それらが児童Aの心を深く傷つけることにつながったと思われる。さらに、複数職員での継続的な児童の見守りや指導、保護者との情報共有や助言、職員間での情報共有、管理職を中心とした問題解決に向けた対策など学校としての組織的な対応に不備があったといえる。

児童Aについて児童A保護者から担任に複数回いじめの相談があり、その都度対応指導をしていたが改善が見られなかったことは否めない。指導の過程において、児童Aの気持ちに寄り添った対応が欠けていたと思われる。

児童A及び児童A保護者の訴えと児童B、児童Cの発言及び他の児童からの証言から、調査委員会ではいじめ防止対策推進法の定義にあるいじめがあったと判断した。

5 校内調査委員会の見解

児童A保護者からの訴えを受け、調査委員会にて調査の進め方や調査内容について検討を行った。その後、学級（令和3年度5年■組全員・令和4年度6年■組全員）にアンケートを行い、それを基に聞き取りと指導を行った。過去の事案については、当事者である加害児童や周囲でそれを見ていた児童の記憶にも曖昧な部分があり、記録にも残されていない事例があったことから、詳細な時期や正確な発言など事実確認も含め判断が難しいところもあった。しかしながら、児童の証言が一致する部分や当時の指導記録の内容等を事実と捉えた上で、聞き取りや指導の結果を事実整理表にまとめた。

調査の結果、いじめ防止対策推進法の定義による学級内でのいじめが要因となって、児童Aが学校を長期欠席せざるをえない状況になったと推測できる。学級担任が児童Aや児童A保護者からの訴えがあったとき、迅速に訴えを取り上げ、被害、加害、関係する児童などからの聞き取りによる詳細な状況把握を指導に生かすとともに、加害児童への指導と加害側保護者への助言、被害児童保護者への報告、被害児童への支援など、いじめ防止対策推進法に基づいた対応が至らなかった。また、いじめ事案が起きてから対策会議が立ち上がるまでに時間がかかっていることなど、初期対応の遅れがあったと認めざるを得ない。また、今回の件に関して、早い段階で、概略については生徒指導委員会（毎月、教職員間で児童の生徒指導状況について共有する場）で報告があったが、指導の内容や経緯など、詳細については情報の共有ができておらず、直接指導に関わった学級担任しか知らない状況であった。さらに、令和4年1月の段階で児童A保護者が児童B保護者との話合いの場の設定を望んでいたにも関わらず、まん延防止等重点措置やコロナ感染による療養を理由にして、学校が話

し合いの場を先延ばしにしてしまったことは、学校の対応が十分でなかったと認めざるを得ない。そのため、初期解決が図れなかったことで児童が学級へ入れない状況が長期化しただけでなく、児童Aの心に大きな傷を負わせてしまったと考える。また、1年生時からかいなどの出来事があった際、いじめ事案として管理職への報告が上がり認知されていたかどうかについては、現段階では学校や千葉市教育委員会に記録が残っていないため不明であるが、児童Aに対するいじめ事案や児童A保護者からの相談内容について5年生時になるまでに正しく引き継がれていない点については学校全体での引継ぎ体制が十分ではなかったと言わざるを得ない。5年生時にA児童へのいじめ事案を調査する際、1年生から2年生への進級時の引継ぎを確認するなど過去に遡った調査をしなかったことで1年生時の状況把握が十分にできていない点についても学校の調査体制の不備といえる。直接的な原因はいじめであるが、教職員のいじめに対する認識の甘さ、速やかな事実確認、児童Aとその保護者への支援、加害児童への指導とその保護者への助言、周りの児童への働きかけ（学級全体の心の醸成）、これまでの学級の雰囲気づくりが一人一人を大切にしようとする点において、不十分であったことが事態を深刻にさせてしまった原因であると思われる。

6 再発防止に向けての提言

今回の重大事態を受け、以下のような取組を学校において行い、再発防止に努める。

- ・いじめの防止、早期発見、いじめの対処を学校経営の重点課題として、毎回の職員会議後に生徒指導報告の時間を設け、各学級におけるいじめの有無や状況、必要な対応について全教職員で共通理解する。生徒指導報告文書は前月の報告書に追記していく形式に変更し、児童の状態を継続して確認していくことができるようにする。学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を遵守するよう、教職員に徹底させる。

- ・学級経営の要として、児童の些細な変化も見逃さないように児童と積極的に対話の時間を設けたり、担任と一行日記のやり取りをしたりするなど、コミュニケーションを図るとともに、保護者とも連絡を密にとり、児童への指導を連携しながら進めていくことで信頼関係を築いていくよう心掛ける。

- ・各フロアー（2階低学年、3階中学年、4階高学年）ごとに、生徒指導担当者を決め、自学級のみでなく、お互いの学級に積極的にかかわるようにする。その中で、児童に関する情報を必要に応じて速やかに共有し、全教職員や家庭と連携しながら、いじめの早期発見、速やかな対応に努める。

- ・生徒指導上の事柄が発生した際には、担任一人で抱えるのではなく、管理職を含めて情報を共有し、事実の把握、担任による指導内容の確認、保護者連絡についての確認、その後の対応や見守り計画について相談体制を明確にする。また、必要に応じて校内いじめ対策委員会を開き、実態把握と、組織的な解決の方針について検討し、全職員で情報を共有し、見守りや被害児童への支援など組織的に実施できるようにする。（生徒指導委員会の充実）

- ・被害児童の支援にあたっては、担任だけで対応するのではなく、養護教諭やスクールカウ

ンセラーなど複数の職員が関わるようにし、保護者とも情報を共有しながら被害児童の思いに寄り添った対応を進める。

- ・異学年交流では、児童理解に努め、全職員で全児童を見守っていく体制を作る。
- ・文部科学省等からの資料を活用していじめに特化した授業、養護教諭も一緒に授業に入り人権教育の授業（みんな違ってみんないい）、特別の教科道德の授業を通して、児童自らいじめ問題について考え、児童の思いやり、友情の心を育てる。「いじめは許されない行為」「いじめは卑怯な行為である」という意識をしっかりと持たせる。合わせて、学級の時間にグループエンカウンターを取り入れるなど児童の自己肯定感が高まるような活動や声掛けに学校全体で取り組む。
- ・弁護士を講師としたいじめ防止授業を行い、いじめは人権を侵害する「許されない行為」であり、いじめをなくすために自分たちにはどのようなことができるか考える機会とする。
- ・「楽しい学校づくりのためのアンケート」（いじめの早期発見）の年11回の確実な実施と児童の悩みの把握。適切な指導を怠らない。
- ・教育相談週間を年11回設定し、児童の悩みや不安に寄り添える機会を作るとともに、日ごろから児童が気軽に悩みを相談できるような学級の環境づくりを進めていく。
- ・生徒指導やいじめに関する研修を充実させ、教職員はいじめに対する危機感を持って毎日の指導にあたり、未然防止に努める。担任は極力教室を空けないように努め、児童から離れなければならない場合には、代替りの職員を要請する。
- ・教育委員会の指導主事を講師に招いての職員研修を通して、全職員のいじめ問題への対応力や指導力の向上に努める。
- ・事前アンケートに基づいて全児童とスクールカウンセラーの面談を行い、担任以外にも悩みや不安を相談できる場があることを周知する。悩みを抱えている児童の心に寄り添い、不安を取り除くようにする。
- ・問題発生したときには、まずは事実の確認をするとともに管理職に報告する。いじめの疑いがある場合には、校内いじめ対策委員会を開いて組織で対応できるようにする。また、その日のうちに第1報を必ず被害側の保護者、加害側の保護者に連絡する。被害児童とその保護者の支援をするとともに、加害児童への指導とその保護者との情報共有、助言など迅速に解決にあたる。
- ・保護者にいじめに対する認識を高めてもらうため、いじめに関する資料を配付したり、学校だより、学年だより等で発信したりして、啓蒙に努める。
- ・学校評議員・PTA本部役員・学校施設開放委員会・本校併設のアフタースクールやライトポート等にも協力を仰ぎながら、地域全体でもいじめを防止する呼びかけを行う。また、学校評価の質問にいじめに関する対応などの項目を取り入れながら、学校の取組について見直す機会とする。